

### 第 1 4 3 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号）  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 5 条から第 1 2 条の 2 まで」を「第 4 条の 3」に  
改める。

第 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（一般の退職手当）

第 4 条の 3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 1 2 条の  
2 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 1 2 条の 3 の規  
定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第 5 条の見出しを「（普通退職の場合の退職手当の基本額）」に改め、  
同条第 1 項各号列記以外の部分中「退職手当の額」を「退職手当の基本  
額」に、「以下「調整額」という」を「以下「給料の調整額」という」  
に、「以下同じ」を「以下「退職日給料月額」という」に改め、同条第  
2 項中「その者の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に、  
「当該給料月額に 5 0 を」を「その」に、「退職手当の額」を「退職手  
当の基本額」に改める。

第 7 条の見出しを「（定年退職等の場合の退職手当の基本額）」に改  
め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「退職手当の額」を「退職手当の  
基本額」に、「退職の日におけるその者の給料月額」を「退職日給料月  
額」に改め、同条第 2 項中「その者の退職の日における給料月額」を「退  
職日給料月額」に、「当該給料月額に 5 9 . 2 を」を「その」に、「退  
職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第 8 条の見出しを「（整理退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第 1 項中「又はその意に反して」を「、又はその意に反して」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「退職の日におけるその者の給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分及び第 5 項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第 9 条の 2 の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「並びに第 8 条第 1 項及び第 5 項」を「、第 8 条第 1 項並びに次条第 1 項第 1 号及び第 2 号」に、「これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 2 を乗じて得た額の合計額」」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 7 条及び第 8 条第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 9 条の 3 第 1 項第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 9 条の 3 第 1 項第 2 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1

		00分の2を乗じて得た額の合計額に、
第9条の3第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第9条の2の次に次の1条を加える。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第9条の3 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第5条から第8条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- （1） その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- （2） 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - ア その者に対する退職手当の基本額が第5条から第8条まで

の規定により計算した退職手当の基本額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職（一般の退職手当が支給されることとなる退職に限る。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる期間をいう。

（１） 職員としての引き続いた在職期間

（２） この条例の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた在職期間又は引き続くものとみなされた在職期間

第10条の見出し中「退職手当」を「一般の退職手当」に改め、同条中「又は第8条第1項」を「、第8条第1項又は第12条の3」に、「うえ」を「上」に、「退職手当」を「一般の退職手当」に改める。

第12条の2の見出し中「調整額」を「調整額等」に、「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第1項中「において」を「までの規定において」に、「調整額」を「給料の調整額」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第2項中「第7条」を「第8条」に、「において」を「までの規定において」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第3項中「勤続期間」を「在職期間」に、「調整額及び教職調整額」を「給料の調整額及び教職調整額」に、「調整額等」を「給料の調整額等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（退職手当の調整額）

第12条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者に対して、次項の規定により付与されたポイントのうち、評価期間におけるものを合計したものに第5項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

2 任命権者は、職員に対し、当該職員が属する次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める数（以下「ポイント」という。）を

会計年度ごとに確定し、これを付与する。この場合において、当該職員に、地方公務員法第28条の規定による休職、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）がある場合その他規則で定める事由がある場合は、当該ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

- (1) 第1号区分 240
- (2) 第2号区分 190
- (3) 第3号区分 140
- (4) 第4号区分 90
- (5) 第5号区分 70
- (6) 第6号区分 60
- (7) 第7号区分 50
- (8) 第8号区分 零

3 前項各号に掲げる職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 第1項の評価期間とは、退職（退職手当の基本額が支給されることとなる退職に限る。以下この項において同じ。）をした者の基礎在職期間（第9条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち、退職をした日の属する会計年度を含む20年度間（退職をした日が当該退職をした会計年度の初日から2月末日までである場合は21年度間）をいう。

5 退職手当の調整額の単価は、1,000円とする。

6 前各項に定めるもののほか、退職手当の調整額に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第13条第1項中「退職手当」を「退職手当の基本額」に、「職員として」を「職員としての」に改め、同条第3項中「第14条」を「次条第1項」に改め、同条第4項中「地方公務員法第28条の規定による休職、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）」を「休職月等」に改め、「2分の1」の次に「（育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限り3分の1）」を加え、同条第6項ただし書中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第7項中「第8条第2項」を「第8条第2項の規定による退職手当の基本額」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第12条の3の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、退職手当の基本額が支給されない者には支給しない。

第17条第1項中「第10条に定められた」を「第10条の規定による」に、「退職手当の額」を「一般の退職手当の額」に改め、同条第2項中「退職手当を」を「一般の退職手当を」に、「、前項後段」を「、同項後段」に、「退職手当の額から」を「一般の退職手当の額から」に、「退職手当の額が」を「一般の退職手当の額が」に、「前条の規定による退職手当の額以下」を「同条の規定による退職手当の額以下」に、「退職手当は」を「一般の退職手当は」に改め、同条第3項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第17条の3第1項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第17条の2第1項及び第5項並びに第17条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第19条ただし書中「勤続期間」を「在職期間」に改める。

付則第8項中「調整額」を「給料の調整額」に改め、「規則で定める額）」の次に「と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものを」を加える。

付則に次の4項を加える。

9 先に職員として在職し、裁判所法（昭和22年法律第59号）に基づく司法修習生となるため退職した者が司法修習生の修習を終えたのち、他に就職することなく再び職員となった場合の第13条の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、あとの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

10 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第5条から第12条の3までの規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。

11 第13条第5項の規定による先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当の基本額は、第5条から第12条の2までの規定にかかわらず退職日給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の額とする。

(1) その者が第5条から第12条の2までの規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合

(2) その者が先の職員を退職した際及び都職員等を退職した際に支給を受けた退職手当の基本額その他この条例の規定による退職手当に相当する給与の額のその計算の基礎となつた給料月額に対する割合

12 前項に規定する退職手当に相当する給与の支給を受けた者の第12条の3の規定の適用については、同項に規定する先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間は、同条第4項に規定する基礎在職期間に含まないものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の3（退職手当の調整額に係る部分に限る。）、第12条の3、第14条第2項、付則第10項（退職手当の調整額に係る部分に限る。）及び付則第12項の規定は、平成19年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3 職員がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成19年3月31日までの間に退職する場合における新条例第5条、第7条、第8条第1項及び第9条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	に、その	を1000分の991で除して得た額（100円未満の端数はこれを切り捨てる。）に、その
第5条第2項、第7条及び第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額を1000分の991で除して得た額（100円未満の端数はこれを切り捨てる。）

第9条の 2の表第 7条及び 第8条第 1項の項	退職日給料 月額及び退 職日給料月 額	退職日給料月額を1000分の991で除し て得た額（100円未満の端数はこれを切り 捨てる。）及び退職日給料月額を1000分 の991で除して得た額（100円未満の端 数はこれを切り捨てる。）
--------------------------------------	------------------------------	--

- 4 平成19年4月1日に在職する職員には、昭和62年度から平成18年度までのその職員の在職期間に応じて、新条例第12条の3の規定を適用したならば付与されることとなるポイントを同日に付与する。
- 5 平成19年4月1日以後に退職する者（新条例第5条第1項の規定に該当する者を除く。）の新条例第12条の3第1項の規定により合計したポイント（以下「合計ポイント」という。）が、次の表の左欄に掲げるその者が退職した日の属する会計年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるその者の基礎在職期間（新条例第9条の3第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の区分ごとに定めるポイントに達しないときは、新条例第12条の3第1項の規定にかかわらず、当該ポイントをその者の合計ポイントとする。

会計 年度	基礎在職期間						
	18年未 満	18年以 上20年 未満	20年以 上22年 未満	22年以 上24年 未満	24年以 上26年 未満	26年以 上28年 未満	28年以 上
平成 19 年度	零	500	600	700	800	900	1000
平成 20 年度	零	400	480	560	640	720	800
平成 21 年度	零	300	360	420	480	540	600
平成 22 年度	零	200	240	280	320	360	400
平成 23 年度	零	100	120	140	160	180	200

- 6 新条例第12条の3第5項に規定する退職手当の調整額の単価は、その者が退職した日における足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）付則第11項及び足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例第60号）付則第5条の規定による地域手当の支給割合が、次の表の左欄に掲げる割合である場合は、新条例第12条の3第5項の規定にかかわらず、当該右欄に定める額とする。

地域手当の支給割合	調整額の単価
100分の13	180円
100分の14	360円
100分の15	520円
100分の16	680円
100分の17	860円

- 7 基礎在職期間の初日が施行日前である者の新条例第9条の3第1項の規定の適用については、同項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成19年4月1日以後の期間に限る。）」とする。

（委任）

- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（提案理由）

退職手当制度を改正する必要があるので、この条例案を提出いたします。